

龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会規約(以下「規約」という。)第15条第2項の規定に基づき、龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、龍野市、新宮町、揖保川町及び御津町(以下「関係市町」という。)の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の座長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年 4月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年 7月 2日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 8月 2日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月 1日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分	職 名		
龍野市	助役	総務部長	総務課長
新宮町	助役	参事	企画総務課長
揖保川町	助役	企画財政課長	総務課長
御津町	助役	管理部長	総務課長

